

## 高額医療費資金貸付制度のご案内

医療機関の窓口で支払った医療費（自己負担額）が所定の要件に該当する場合は、健康保険組合に高額療養費の支給申請を行うことができます。しかし、健康保険組合に、高額療養費の請求書を早く提出されても、医療費の総額が確認できるまで（医療機関から健康保険組合に医療費の明細書が届くまで）は高額療養費のお支払はできません。医療機関から健康保険組合に医療費の明細書が届くのは、最短でも2ヶ月後となります。

そこで、当座の医療費の支払に当てるために資金として、健康保険組合から高額療養費支給見込額の8割相当額（1,000円未満の端数は切り捨て）を無利子で貸し付ける事業を行っています。返済は高額療養費の支給をもって行います。

なお、資金貸し付け後、高額療養費が不支給になった場合は全額を、高額療養費の支給額が貸付金額より低かった場合は差額を、健康保険組合が指定する期日まで返還しなければなりません。

### 1 手続き

「高額医療費資金貸付申込書」に必要事項を記入し、次の添付書類を添えて健康保険組合へ提出してください。

### 2 添付書類

- ① 高額療養費支給申請書
- ② 医療機関が発行した療養に要する費用の内訳がある「請求書の写」もしくは「領収書の写」
- ③ 申込者が低所得世帯場合は、その旨が明らかになる書類

### 3 貸し付けの決定および通知

審査の上、貸付が決定された場合は、資金を指定口座に振り込み、「高額医療費資金貸付可否決定通知書」により決定額などを通知します。

決定通知書を受け取ったら直ちに入金確認を行い、同封されている「高額医療費資金借用書」を至急健康保険組合へ提出してください。

また、否決された場合は前記の通知書でその理由をお知らせします。